

RoHS10 物質への当社の取り組み

当社は、化学物質の自主規制を中心とした組織的な活動を通じて、欧州における環境規制に迅速に対応しています。そして特定物質の含有を規制する欧州 RoHS 指令(*1)に対応できる板金部品を供給しています。

*1 欧州 RoHS 指令

欧州の電気電子機器中の特定の危険物質の使用制限に関する指令(2011/65/EU)及びその修正指令を指す。投資例では規制適用外用途を除き、最大許容量を超える、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジブチル、フタル酸ジイソブチルが製品に含有することを禁止している。欧州 RoHS 指令への対応とは、上記指令で規定されている禁止事項に抵触していない状態を指す。

(法令原文)

RoHS 仕様の保証体制

RoHS 対応に必要な主なポイントを以下に示します。

●現状

現状工具・治具の RoHS 対応確認

現状使用材料の RoHS 対応確認(非 RoHS は識別管理または廃棄)

●購入

購入部材の RoHS 対応確認

含有した購入資材(保護材・治工具含む)を買わない

●製造

生産での規制物質流入防止

・板金工程

含有した治具を使わない

含有した工具を使わない

含有した潤滑剤を使わない

・表面処理工程

含有した資材を使わない

含有した治具を使わない

含有した液を使わない

●識別

製品・部品・部材の RoHS 識別法の構築

含有の有無を識別する

●出荷

梱包材の RoHS 対応確認

含有した梱包材を買わない

仕入先保証体制の例

- ・ 欧州 RoHS 管理体制に関する仕入先アンケートの実施
- ・ 調査・アンケートを通じた各部材に対する特定物質の含有確認(または非含有の確認)